

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可（三件）……………一
 - ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
 - 建築基準法による道路の指定……………一
 - ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更……………二
 - ………（同）…
 - 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………三
 - ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
 - 建築基準法による道路位置の指定……………三
 - ………（同）…
 - 建築基準法による道路位置の指定の変更……………三
 - ………（同）…
- 告示（選）**
- 政治団体の届出……………三
 - 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
 - 政治団体の解散の届出……………九
 - 資金管理団体の指定の届出……………九
 - 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………〇
 - 資金管理団体の取消しの届出……………二
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
 - ………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二

告示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…三
- 特定非営利活動法人の認定……………（同）…三
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三

●東京都告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二・九号興宮公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年一月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区興宮町地内

使用の部分
なし

●東京都告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区

●東京都告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二・七十六号篠崎四丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年一月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区篠崎町四丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
平成二十八年十二月十九日

武蔵村山市本町一丁目五十九番一の一部、同番一地先並びに同番二、六十四番一及び同番二の各一部、同番二地先、六十五番四の一部、同番四地先並びに同番五、七十番二及び同番三の各一部、同番三先、同番四並びに七十一番一及び同番二の各一部、同番四並びに七十二番一から同番三までの各一部、同番四並びに七十四番三、七十五番一、同番三、七十六番一、同番二、七十七番一、

延長
九五〇・七〇
幅員
四・〇〇
三〇・〇〇

七十八番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番五、同番六、八十一番一から同番三までの各一部、八十七番三から同番十二まで、同番十二地先、同番十三から同番二十四まで、同番二十五の一部、同番二十六から同番三十三まで、同番三十九、榎三丁目一番一の一部、同番二並びに同番三、同番四及び二番一から同番四までの各一部、同番十、五十四番四の一部、同番五並びに同番六、同番七、五十五番二から同番五まで、同番七、五十七番十一、同番十三、同番十九、五十八番、五十九番一、同番二、同番四、同番五、六十番三、

同番四、同番八から同番十五まで、六十一番一、六十二番九、同番十、同番十三、同番十四、六十三番一から同番四まで及び同番六、六十七番一、七十八番一、七十九番十、八十番三から同番五まで、八十一番一、八十二番二、八十三番一、八十四番一、八十五番一、八十六番一、八十七番一、八十八番一、八十九番一、九十番一、九十一番一、九十二番一、九十三番一、九十四番一、九十五番一、九十六番一、九十七番一、九十八番一、九十九番一、百番一、同番一及び同番二の各一部

●東京都告示第八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

同番四、同番八から同番十五まで、六十一番一、六十二番九、同番十、同番十三、同番十四、六十三番一から同番四まで及び同番六、六十七番一、七十八番一、七十九番十、八十番三から同番五まで、八十一番一、八十二番二、八十三番一、八十四番一、八十五番一、八十六番一、八十七番一、八十八番一、八十九番一、九十番一、九十一番一、九十二番一、九十三番一、九十四番一、九十五番一、九十六番一、九十七番一、九十八番一、九十九番一、百番一、同番一及び同番二の各一部

平成二十九年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十八年十二月二十一日
昭島市松原町五丁目二千九百六十九番二の二、同番二の二地先並びに同番二十七、二千九百七十一番三、同番五、同番六及び同番八の各一部

延長
六二・七九
幅員
四・〇〇

●東京都告示第九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)並びに転回広場面積(単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年一月二十一日
狛江市岩戸南二丁目五百八十一番、五百八十五番、同番二の各一部
延長
五六・九〇
幅員
四・〇〇
転回広場
七二・〇〇

●東京都告示第九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年十二月二十一日
東村山市諏訪町一丁目二七番十八、同番二十一及び同番二十二の各一部
延長
六・六六
幅員
四・〇〇

●東京都告示第九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
平成二十八年十二月二十一日
東村山市諏訪町一丁目二七番十八及び同番二十の各一部並びに同番二十五
延長
六・五〇
幅員
四・〇〇

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、その届出があつたので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の 区域を単位として設 けられる支部	公職の 種類 (第1号)
おおさか維新の会参議院東 京都選挙区第1支部	田中 康夫	田中 康夫	港区麻布十番1-5-1 0	H28. 6. 27	○	参議院議員
おおさか維新の会衆議院東 京都第14選挙区支部	木村 剛司	高山 和之	墨田区東向島3-39- 10	H28. 6. 6	○	衆議院議員
おおさか維新の会衆議院東 京都第15選挙区支部	見山 伸路	見山 伸路	江東区亀戸1-28-1 0	H28. 6. 10	○	衆議院議員
おおさか維新の会衆議院東 京都第16選挙区支部	中津川 博郷	継岩 崇史	江戸川区南篠崎町1-2 2-2	H28. 6. 10	○	衆議院議員
おおさか維新の会衆議院東 京都第22選挙区支部	鹿野 晃	鹿野 晃	三鷹市下連雀9-11- 9	H28. 6. 7	○	衆議院議員
自由民主党東京都参議院選 挙区第五支部	朝日 健太郎	加生 健太郎	渋谷区神宮前6-5-6	H28. 6. 9	○	参議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の 種類 (第1号)	公職の候補者 の氏名及び公職の種類 (第2号)
朝日けんたろう後援会	朝日 健太郎	加生 健太郎	渋谷区神宮前6-5-6	H28. 6. 8	参議院議員	朝日 健太郎、 参議院議員
順風会	前田 順一郎	塚本 健男	板橋区板橋1-31-8	H28. 6. 1	衆議院議員	前田 順一郎、 衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
朝倉泰忠後援会	朝倉 泰行	朝倉 モト子	多摩市東寺方562	H28. 6. 2
井沢邦夫後援会	込山 雅茂	宮寺 正宜	国分寺市東恋ヶ窪4-2 0-1	H28. 6. 16
改革新生くらぶ	緒方 輝男	緒方 輝男	千代田区永田町2-9- 6	H28. 6. 9
江東維新の会	見山 伸路	見山 伸路	江東区亀戸1-28-1 0	H28. 6. 10
全国福祉用具専門相談員連 盟	山下 和洋	戸来 直之	港区三田1-4-28	H28. 6. 27
地球平和党	関口 安弘	関口 安弘	江戸川区東葛西1-32 -21	H28. 6. 8
都政を国民の手に取り戻す 会	高田 誠	藤井 資子	千代田区神田練堀町45	H28. 6. 24
平和党	関口 安弘	関口 安弘	江戸川区中葛西6-9- 9	H28. 6. 2

●東京都選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党東京都世田谷区第三十四支部	上島 義盛	主たる事務所の所在地	世田谷区経堂1-21-16	世田谷区駒沢1-2-7	H27. 12. 1
自由民主党東京都宅建支部	久保田 辰彦	会計責任者の氏名	岡田 英樹	田澤 顯一	H28. 6. 10
生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第1総支部	山本 太郎	主たる事務所の所在地	港区三田4-8-28	世田谷区桜丘2-8-1	H28. 6. 14
		会計責任者の氏名	新津 久美子	湯川 憲比古	H28. 6. 14
民進党東京都参議院選挙区第3総支部	村田 蓮舫	主たる事務所の所在地	目黒区青葉台1-27-12	世田谷区北沢1-24-21	H28. 6. 13
民進党東京都第6区総支部	落合 貴之	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区太子堂4-5-2	H28. 6. 3
民進党東京都第12区総支部	長妻 昭	政治団体の名称	民進党東京都第12区総支部	民主党東京都第12区総支部	H28. 6. 14

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
あざみ民衆後援会	松本 和美	主たる事務所の所在地	新宿区住吉町2-18	新宿区市谷加賀町2-6-1	H28. 2. 4
		代表者の氏名	松本 和美	済藤 昌良	H28. 2. 4
生きる権利を!鈴木たつおとともに歩む会	北島 邦彦	主たる事務所の所在地	杉並区上高井戸1-32-40	杉並区天沼2-3-7	H28. 5. 31
石川好忠後援会	浅沼 重臣	代表者の氏名	浅沼 重臣	水流 富士雄	H28. 6. 1
大西英男後援会	松下 彰男	会計責任者の氏名	亀本 正城	山下 富美代	H28. 5. 31
かのあきら後援会	鹿野 晃	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀9-11-9	三鷹市上連雀8-5-15	H28. 6. 1
上島よしもり・新時代の会	上島 義盛	主たる事務所の所在地	世田谷区用賀2-21-1	世田谷区駒沢1-2-7	H27. 12. 1
関東情報通信研究会	成見 佳之	代表者の氏名	成見 佳之	平野 達朗	H28. 6. 1
		会計責任者の氏名	茂木 義明	成見 佳之	H28. 6. 1
議員報酬ゼロを実現する会	中村 勝	主たる事務所の所在地	北区赤羽台1-3	港区台場1-3	H28. 6. 4
J.A.M.東京千葉政治連盟	岩崎 幸治	会計責任者の氏名	田中 昭司	河野 博昭	H28. 3. 30
杉並区薬剤師連盟	匂坂 光秀	代表者の氏名	匂坂 光秀	清水 幹夫	H28. 6. 21
西武薬剤師連盟	馬場 孝道	代表者の氏名	馬場 孝道	吉岡 政雄	H28. 6. 20
台東区議会議員創生	掛川 暁生	主たる事務所の所在地	台東区雷門2-15-4	台東区浅草橋5-12-8	H28. 6. 1
脱藩議員の会	野田 数	主たる事務所の所在地	中野区本町4-8-18	東村山市野口町1-46	H28. 3. 29
		会計責任者の氏名	渡辺 武	推津 浩治	H28. 3. 29
東京都社会保険労務士政治連盟	富田 弘	会計責任者の氏名	長尾 修治	中道 照義	H28. 6. 3
東京都宅建政治連盟	久保田 辰彦	会計責任者の氏名	岡田 英樹	田澤 顯一	H28. 6. 10
浜中のりかたを応援する会	濱中 義豊	会計責任者の氏名	濱中 衣里奈	濱中 義敬	H28. 6. 29
兵藤ゆうこ後援会	兵藤 祐子	主たる事務所の所在地	港区芝1-12-17	港区白金台1-4-20	H27. 7. 20
松岡あつしを大きく育てる会	鴨村 喜久男	会計責任者の氏名	中谷 正明	松岡 佳代	H28. 3. 24
維新政党・新風東京都本部	荒木 紫帆	会計責任者の氏名	五味 恭子	芦沢 博之	H28. 6. 2
東京都医師政治連盟調布市支部	佐々木 伸彦	代表者の氏名	佐々木 伸彦	小田切 光男	H28. 6. 1
		会計責任者の氏名	嵐 裕治	佐藤 正邦	H28. 6. 10

東京都医師政治連盟東久留米支部	石橋 幸滋	会計責任者の氏名	砂人 美穂	矢澤 智子	H28. 5. 30
東京都歯科医師連盟玉川支部	齋藤 正之	代表者の氏名	齋藤 正之	和田 中	H28. 6. 11
東京都歯科医師連盟町田市支部	亀山 光春	代表者の氏名	亀山 光春	濱谷 秀郎	H28. 6. 13
東京都宅建政治連盟足立支部	岡田 新一	代表者の氏名	岡田 新一	岡田 英樹	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	石塚 修一	茂木 繁	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟荒川支部	赤澤 誠彦	代表者の氏名	赤澤 誠彦	佐藤 次男	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	岡安 博	赤澤 誠彦	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟板橋支部	鈴木 政博	代表者の氏名	鈴木 政博	須藤 玲司	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟江戸川支部	田島 弘資	代表者の氏名	田島 弘資	武松 伸人	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟大田支部	菅野 俊彦	代表者の氏名	菅野 俊彦	江橋 孝樹	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	高田 英一郎	内田 光春	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟葛飾支部	青木 堅治	代表者の氏名	青木 堅治	小川 政雄	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟北支部	小林 勇	代表者の氏名	小林 勇	西野 泰彦	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	小林 勇	西野 泰彦	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟北多摩支部	長谷山 勝美	会計責任者の氏名	溝井 裕之	山本 公夫	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟江東支部	菅 正記	代表者の氏名	菅 正記	潮来 廣	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟国分寺国立支部	岡田 俊介	会計責任者の氏名	小柳 洋次	齋藤 良太	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟品川支部	飯野 郁男	会計責任者の氏名	白井 嘉英	吉中 章恭	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟渋谷支部	谷川 芳郎	代表者の氏名	谷川 芳郎	東 宣昭	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟新宿支部	難波 輝守	代表者の氏名	難波 輝守	田澤 顯	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟杉並支部	宮嶋 三世	会計責任者の氏名	毛塚 尚明	梅田 潮	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟世田谷支部	渡邊 勉	代表者の氏名	渡邊 勉	野島 昭昌	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	島田 誠	渡邊 勉	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟台東支部	長谷川 守信	代表者の氏名	長谷川 守信	渡邊 誠	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	向井 史朗	濱中 洋一	H28. 6. 10

東京都宅建政治連盟立川支部	小山 善治	会計責任者の氏名	豊泉 俊	益子 悦雄	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟調布狛江支部	齊藤 仁志	会計責任者の氏名	藤田 克彦	桑田 秀男	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟豊島支部	村田 明	会計責任者の氏名	大武 純夫	千葉 哲明	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟中野支部	志水 政計	代表者の氏名	志水 政計	三山 義明	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	酒井 一男	志水 政計	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟西多摩支部	石井 勇	代表者の氏名	石井 勇	田村 勅一	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	森田 義典	長谷部 明	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟練馬支部	立花 祐一	代表者の氏名	立花 祐一	岩崎 和夫	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	金沢 景一	本橋 世紀子	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟町田支部	諸澄 誠司	代表者の氏名	諸澄 誠司	大滝 睦男	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟港支部	田代 雅巳	代表者の氏名	田代 雅巳	大瀧 陽平	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	川名 安彦	阿久津 隆文	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟南多摩支部	小金 壽男	代表者の氏名	小金 壽男	中島 勝斉	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟武蔵野中央支部	井上 寛	代表者の氏名	井上 寛	栗原 廣昭	H28. 6. 10
東京都宅建政治連盟目黒支部	渡部 正輝	代表者の氏名	渡部 正輝	竹内 美江	H28. 6. 10
		会計責任者の氏名	高尾 隆一郎	渡部 正輝	H28. 6. 10

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた大河原雅子と湧く湧く会議は、総務大臣に届出すべき政治団体になったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

平成二十九年一月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
江東再生会議	見山 伸路	H28. 5. 31
世田谷経営改革クラブ	森 学	H28. 6. 15
森学と共に歩む会	森 学	H28. 6. 15

●東京都選挙管理委員会告示第六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
朝日 健太郎	参議院議員	朝日けんたろう後援会	渋谷区神宮前6-5-6	H28. 6. 7
乾 愛	都議会議員	もり愛後援会	大田区蒲田本町1-3-9	H28. 6. 27
高田 誠	都知事	都政を国民の手に取り戻す会	千代田区神田練塀町45	H28. 6. 23
藤田 孝行	都議会議員	東京から日本を考える会	世田谷区経堂4-14-10	H28. 6. 2
前田 順一郎	衆議院議員	順風会	板橋区板橋1-31-8	H28. 6. 1

●東京都選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
により、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
鹿野 晃	かのあきら後援会	主たる事務所 の所在地	三鷹市下連雀9-1 1-9	三鷹市上連雀8-5 -15	H28. 6. 1
野田 数	脱藩議員の会	主たる事務所 の所在地	中野区本町4-8- 18	東村山市野口町1- 46	H28. 3. 29

●東京都選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
森 学	森学と共に歩む会	H28. 6. 15

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ロシア協会

三 代表者の氏名

高村 正彦

四 主たる事務所の所在地

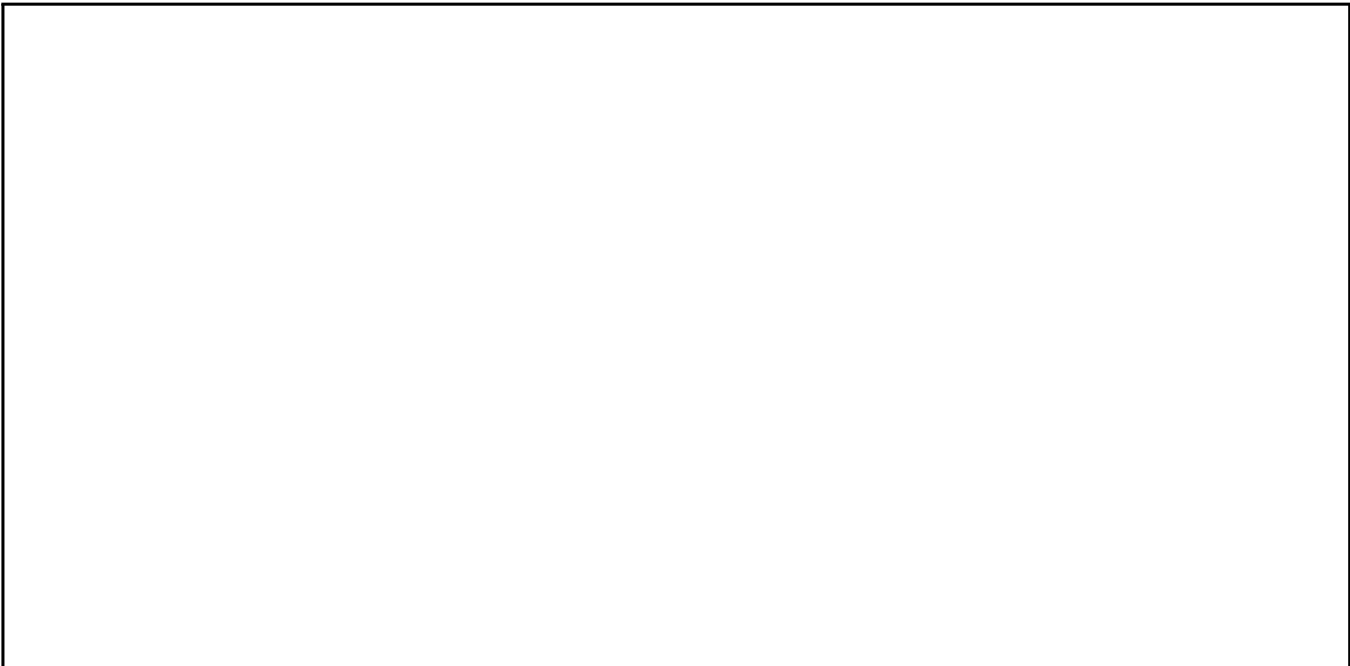
東京都港区麻布台三丁目四番十号 麻布誠工社ビル三階A号室

五 定款に記載された目的

本会は、日本とロシア連邦間（必要に応じてロシア以外の旧ソ連邦構成国を含む）の人的、文化的、学術的、経済的交流を通じて両国の友好親善、経済協力関係の促進をはかることを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルネットさいわい</p> <p>三 代表者の氏名 中野 幸二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区浮間一丁目一番二十一ー六一四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く地域住民を対象とし、社会福祉を必要とする人達に対し国家資格を有する福祉専門職が社会資源の活用、相談活動など、社会福祉援助技術を用い生活問題の解決を支援することを目的とする(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京ペットホーム</p> <p>三 代表者の氏名 渡部 まいこ</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区大森南一丁目二十三番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、犬・猫等の保護に関する事業を行うことで、動物の殺処分減少に寄与し、ひいては人にも動物にも優しい社会の実現に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全国鍼灸マッサージ協会</p> <p>三 代表者の氏名 山本 高敬</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区本塩町二十一番地 ラボ東京ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国民の疾病の予防と治療、健康の保持増進、充実した介護のために東洋医学が重要な役割を担うとの認識に立ち、鍼灸、マッサージ指圧治療や東洋医学的健康法の普及振興を図り、以って国民の福利厚生、健康増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エファジャパン</p> <p>三 代表者の氏名 伊藤 道雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南三丁目二番二号 九段宝生ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、平和・人権・開発・環境等の地球的規模</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十九年一月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人起立性調節障害の会</p> <p>三 代表者の氏名 高木 晶子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区下馬六丁目五十番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、起立性調節障害の患者、患者家族、医療関係者、教育関係者、広く一般市民を対象として、起立性調節障害に関する講演会、勉強会、交流会の開催と情報媒体による起立性調節障害の啓発活動を通じて、正しい知識の周知、患者の生活の質(QOL)の向上とより良い社会を目指すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>の諸課題に対して、市民が主体的かつ直接参加できる活動を実施し、地球社会の課題の解決と公正な発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十九年一月二十五日 東京都知事 小 池 百合子</p>

<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年十二月五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Alazi Dream Project</p> <p>三 代表者の氏名 下里 夢美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目二十一番六号 南雲ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本人の若者が集い夢を実現するための場造りを提供すると同時に、シエラレオネ共和国における貧困に関する諸問題の啓発活動・国際協力等の諸活動を行うことを目的とし、すべての人が夢を実現するための平等なステップを踏める社会を目指す。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十九年一月二十五日 東京都知事 小池百合子</p>		<p>特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ</p> <p>二 代表者の氏名 世良 正</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル六階</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年十二月二十七日から平成三十三年十二月二十六日まで</p>
<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 柏江市岩戸南二丁目五百八十八番二、同番五及び同番六</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名 金子 博</p> <p>愛知県名古屋市中区錦三丁目十四番十五号 カゴメアクシス株式会社 代表取締役 児玉 弘仁</p>	<p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成二十九年一月二十五日 東京都多摩建築指導事務所長</p>	
<p>一 名称</p>		



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001